

桃ノ木川グラウンドC・D面の野球利用の取り扱い基準

1 C面・D面の種目変更（軟式野球不可）経緯

近年、バットの改良等により打球が飛ぶようになり当該グラウンドからボールが防球ネットを超えることがあり、近隣住民に危険を及ぼす可能性があるため、令和4年4月1日から軟式野球の利用を不可とした。

<変更内容>

C面 軟式野球 → ソフトボール

D面 軟式野球 → 少年野球・ソフトボール

2 C面の軟式野球・D面をアップ用グラウンドとして利用を許可する条件

上記“1”の理由で軟式野球の利用を不可としたが、複数チームから構成された組織が主催する大会かつ3面以上が必要と判断される大会で、下記条件を遵守できる場合は安全面が担保できるものと考えられるので、利用を許可する。

- ・桃ノ木川グラウンド全面（4面）を占有予約していること。
- ・過去の大会等において防球ネットからボールが飛び出した実績がなく、当該使用においてもボールが飛び出す恐れがないこと。
- ・利用時は常時、チームスタッフ・選手以外のグラウンド監督者を1人以上配置し、ボールの飛び出しが起こらないよう各チームを監督、指導すること。
- ・ボールの飛び出し等に備え、賠償保険に加入していること。
- ・事前に許可条件の承諾有無、大会概要等を記載した許可申請（任意書式）を行うこと。また、大会終了後に監督者及びボールの飛び出し有無を含む大会報告を行うこと。
- ・ボールの飛び出し等により第三者に損害を及ぼしたときは主催者が誠実にその損害を賠償しなくてはならない。また、ボールの飛び出し等により第三者との間に紛争を生じた場合においても主催者において解決するものとする。

<許可内容>

C面 軟式野球

外野からのノック禁止。極力、公式練習及び試合のみの利用とすること。

D面 アップ用グラウンド

外野からのノック禁止。極力、直前の試合前チームのみがアップに使用することとし、それ以外の練習等は禁止すること。

令和4年10月26日策定